

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

市町村、福祉事務所及び自立相談支援機関における相談対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府においては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」とする。）を設置し、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応することとしているところです。

今般、令和 4 年 9 月 30 日に開催された関係省庁連絡会議での取りまとめを踏まえ、法務省からは、各法務局・地方法務局に対し、別添 1 のとおり「「旧統一教会」関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（通知）」（令和 4 年 10 月 6 日法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知）が発出され、文部科学省からは、各都道府県教育委員会教育長等に対し、別添 2 のとおり、「「旧統一教会問題」関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和 4 年 10 月 6 日文部科学省初等中等教育局長通知）が発出され、厚生労働省子ども家庭局からは、各都道府県知事及び市町村長に対し、別添 3 のとおり、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について（通知）」（令和 4 年 10 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知）が発出されましたので、あわせてご了解頂きますようお願いいたします。

生活困窮者支援及び生活保護において、上記各通知や本年 9 月 30 日の第 2 回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における取りまとめ（別添 4）の内容を踏まえ、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと等相談対応及び関係機関との連携を適切に行って頂きますよう、管内市町村、福祉事務所及び自立相談支援機関への周知をお願いします。